



発行 新潟県
第 64 号
 令和元年12月13日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 33 新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 34 新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 35 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）

告 示

- 723 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
- 724 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 725 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 726 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 727 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 728 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 729 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 730 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）
- 731 道路の区域変更（道路管理課）
- 732 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 49 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 9 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則（警務課）

規 則

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第33号

新潟県大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県大麻取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、追加項並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第2条第1項</u>に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第2条第1項</u>の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、<u>省令第2条第2項各号に掲げるもののほか</u>、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 栽培地の平面図及び堅固な<u>柵</u>の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「<u>柵</u>の設置その他の措置」という。）の概要図</p> <p><u>(3) 法第5条第2項第2号及び条例第2条第2項第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 <u>省令第2条第2項第1号</u>に規定する医師の診断書には、<u>覚醒剤の中毒者であるか否かに関する事項を記載するものとし、その様式は、別記第2号様式によるものとする。</u></p> <p>4 <u>省令第2条第2項第2号</u>に規定する履歴書は、<u>別記第2号様式の2によるものとする。</u></p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 <u>省令第2条</u>に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 <u>省令第2条</u>の規定により大麻取扱者免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 栽培地の平面図及び堅固な<u>さく</u>の設置その他の容易に人が出入りできない措置（以下「<u>さく</u>の設置その他の措置」という。）の概要図</p> <p><u>(3) 精神の機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第2号様式）</u></p> <p><u>(4) 法第5条第2項第2号及び第3号並びに条例第2条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第2項第2号オの規則で定</u></p>

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 栽培地には、柵の設置その他の措置が講じられていること。

イ 栽培地が屋内にある場合は、鍵のかかる施設内にあること。

(2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア (略)

イ アに規定する設備は、鍵のかかるものであること。

(変更の届出)

第14条 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 柵の設置その他の措置

(2)・(3) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、柵の設置その他の措置の概要図

(2)・(3) (略)

別記

第1号様式(第2条関係)

新潟県収入証紙
貼付欄

大麻取扱者免許申請書

(略)

下記のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、大麻取締法施行規則第2条第1項の規定に

める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(治療等の考慮)

第2条の3 大麻取扱者の免許の申請を行った者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与えるか否かを決定するときは、当該者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮するものとする。

(構造設備基準)

第11条 条例第2条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大麻取扱者が大麻草を栽培する栽培地の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア 栽培地には、さくの設置その他の措置が講じられていること。

イ 栽培地が屋内にある場合は、かぎのかかる施設内にあること。

(2) 大麻研究者がその研究に従事する施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。

ア (略)

イ アに規定する設備は、かぎのかかるものであること。

(変更の届出)

第14条 大麻取扱者は、次に掲げる事項を変更したときは、15日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

(1) さくの設置その他の措置

(2)・(3) (略)

2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、さくの設置その他の措置の概要図

(2)・(3) (略)

別記

第1号様式(第2条関係)

新潟県収入証紙
はり付け欄

(表)

大麻取扱者免許申請書

(略)

下記のとおり大麻取扱者の免許を受けたいので、大麻取締法施行規則第2条の規定により申

より申請します。
(略)

(略)

注 1・2 (略)

請します。
(略)

(略)

注 1・2 (略)

3 大麻研究者の免許を申請する場合は、裏面の履歴書に必要な事項を記入すること。

(裏)

履 歴 書 年 月 日

ふりがな	㊟	生年月日	年 月 日
氏 名			
本 籍			
住 所	〒	年 月	
学 歴 職 歴 研 究 歴 賞 罰			

注 1 学歴は、学部及び学科まで記入すること。

2 職歴は、所属及び担当業務の内容まで記入すること。

第2号様式 (第2条関係)

診 断 書

(略)

(略)

2 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒

(略)

(略)

第2号様式 (第2条関係)

診 断 書

(略)

(略)

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

(略)

(略)

第2号様式の2 (第2条関係)

履 歴 書

年 月 日

ふりがな 氏 名	㊟	生年月日	年 月 日
本 籍			
住 所	〒		
学 歴 職 歴 研 究 歴 賞 罰	年 月		

注 1 学歴は、学部及び学科まで記入すること。
 2 職歴は、所属及び担当業務の内容まで記入すること。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第34号

新潟県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県覚せい剤取締法施行細則（昭和52年新潟県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定申請の添付書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により覚せい剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が<u>条例第2条第2号アからオまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>3 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申請者が<u>条例第2条第2号アからオまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が<u>条例第2条第2号アからオまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>5 (略)</p> <p>(覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者)</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第2号カ</u>の規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(覚せい剤施用機関等に係る変更の届出)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>(指定申請の添付書類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第4条第2項の規定により覚せい剤研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第2条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が<u>条例第2条第2号アからカまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>3 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料取扱者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申請者が<u>条例第2条第2号アからカまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>4 法第30条の5において準用する法第4条第2項の規定により覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書には、省令第10条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が<u>条例第2条第2号アからカまでの</u>いづれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>5 (略)</p> <p>(覚せい剤に関する業務等を適正に行うことができない者)</p> <p>第2条の2 <u>条例第2条第2号キ</u>の規則で定める者は、精神の機能の障害により覚せい剤又は覚せい剤原料に関する業務又は研究を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(覚せい剤施用機関等に係る変更の届出)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>

<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類 ア～ウ (略) エ 新たに業務を行う役員となつた者が<u>条例第2条第2号アからオまでの</u>いずれにも該当しないことを明らかにする書類 (2)・(3) (略)</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類 ア～ウ (略) エ 新たに業務を行う役員となつた者が<u>条例第2条第2号アからカまでの</u>いずれにも該当しないことを明らかにする書類 (2)・(3) (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第35号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者（以下「麻薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 麻薬研究者の免許を申請するときは、戸籍抄本、麻薬研究計画書（別記第1号様式）及び履歴書（別記第2号様式）</p> <p>2 (略)</p>	<p>（麻薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第2条 省令第1条の規定により麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者（以下「麻薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 麻薬研究者の免許を申請するときは、戸籍抄本、<u>成年被後見人でないことを明らかにする書類</u>、麻薬研究計画書（別記第1号様式）及び履歴書（別記第2号様式）</p> <p>2 (略)</p>
<p>（向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第7条 省令第14条の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（向精神薬卸売業者等の免許申請の添付書類）</p> <p>第7条 省令第14条の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者（以下「向精神薬卸売業者等」という。）の免許を受けようとする者が提出する申請書には、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 申請者（申請者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が成年被後見人でないことを明らかにする書類</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>（向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類）</p> <p>第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録を受けようとする者（登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは<u>覚醒剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3号</p>	<p>（向精神薬試験研究施設設置者の登録申請の添付書類）</p> <p>第9条 省令第21条の規定により向精神薬試験研究施設設置者の登録を受けようとする者が提出する申請書には、同条に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 登録を受けようとする者（登録を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員。以下この号及び次号において同じ。）に係る精神の機能の障害又は登録を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書（別記第3号</p>

<p>様式)</p> <p>(4) 登録を受けようとする者が<u>条例第4条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うことができない者)</p> <p>第9条の2 <u>条例第4条第2号オ</u>の規則で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは<u>覚醒剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が<u>法第3条第3項第1号から第3号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは<u>覚醒剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が<u>法第50条第2項第2号イからハまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>号様式)</p> <p>(4) 登録を受けようとする者が<u>条例第4条第2号アからオまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うことができない者)</p> <p>第9条の2 <u>条例第4条第2号カ</u>の規則で定める者は、精神の機能の障害により向精神薬試験研究施設設置者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(麻薬卸売業者等に係る変更の届出)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第14号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が<u>法第3条第3項第1号から第4号まで並びに条例第2条第2号ア及びイのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(向精神薬卸売業者等に係る変更の届出)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第15号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは<u>覚せい剤</u>の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が<u>法第50条第2項第2号イからニまで並びに条例第3条第1号及び第2号のいずれにも該当しないことを明らかにする書類</u></p> <p>(2) (略)</p>
--	---

<p>(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条の5第2項及び条例第4条第2号アからエまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3号様式(第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">診 断 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">2 麻薬中毒又は覚醒剤中毒</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> </table> <p>第16号様式(第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">向精神薬試験研究施設設置者変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">登録証の番号</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> <td style="width: 25%;">登録年月日</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="height: 20px;">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	2 麻薬中毒又は覚醒剤中毒	(略)	(略)	登録証の番号	(略)	登録年月日	(略)	(略)				<p>(向精神薬試験研究施設設置者に係る変更の届出)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 前項の規定による届出をしようとする者は、別記第16号様式による届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 新たに業務を行う役員となった者に係る精神の機能の障害又は新たに業務を行う役員となった者が麻薬中毒者若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書(別記第3号様式)</p> <p>エ 新たに業務を行う役員となった者が法第50条の5第2項及び条例第4条第2号アからオまでのいずれにも該当しないことを明らかにする書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第3号様式(第2条、第7条、第9条、第24条、第25条、第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">診 断 書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">2 麻薬中毒又は覚せい剤中毒</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> <tr><td style="height: 20px;">(略)</td></tr> </table> <p>第16号様式(第26条関係)</p> <p style="text-align: center;">向精神薬試験研究施設設置者変更届</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">免許証の番号</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> <td style="width: 25%;">免許年月日</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> <tr><td colspan="4" style="height: 20px;">(略)</td></tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	2 麻薬中毒又は覚せい剤中毒	(略)	(略)	免許証の番号	(略)	免許年月日	(略)	(略)			
(略)																											
(略)																											
2 麻薬中毒又は覚醒剤中毒																											
(略)																											
(略)																											
登録証の番号	(略)	登録年月日	(略)																								
(略)																											
(略)																											
(略)																											
2 麻薬中毒又は覚せい剤中毒																											
(略)																											
(略)																											
免許証の番号	(略)	免許年月日	(略)																								
(略)																											

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第723号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
---------	--------	-----	-----	-------

短期入所生活介護	特別養護老人ホーム小国あいあい	新潟県長岡市小国町太郎丸1520番地1	社会福祉法人あいあい	令和元年12月1日
----------	-----------------	---------------------	------------	-----------

◎新潟県告示第724号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
介護用品魚仁	新潟県柏崎市大字古町731番地	有限会社魚仁	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和元年11月28日	令和元年11月30日
介護用品魚仁	新潟県柏崎市大字古町731番地	有限会社魚仁	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和元年11月28日	令和元年11月30日
リハビリはすがた	新潟県北蒲原郡聖籠町蓮潟2251番地8	医療法人愛広会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	令和元年11月15日	令和元年11月15日

◎新潟県告示第725号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15006	登録年月日	平成24年8月24日	
登録検査機関の名称	株式会社 富山			
代表者氏名	代表取締役 富山 道郎			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市東区卸新町1丁目924番地8			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産玄米			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	田澤 茂一	新潟県加茂市大字加茂新田8263	玄米	K1517116
	桜井 篤	新潟県新潟市秋葉区新金沢町16-18	玄米	K1519067
	村山 正則	新潟県新潟市西区五十嵐2の町9143-192	玄米	K1525037
	土田 昭彦	新潟県燕市小高2752-1	玄米	K1525038
備考	略称『(株)富山』 令和元年12月13日 農産物検査員1名の登録抹消。			

◎新潟県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、佐渡市の両津土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年12月13日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市梅津1609-14	田畑 孝雄 (理事長)
〃	〃 片野尾93-3	小田 誠
〃	〃 白瀬558	安藤 光
〃	〃 城腰389	牧田 芳信
〃	〃 原黒105-3	藤井 正志
〃	〃 歌見164	家内 章榮
〃	〃 吾潟1001	石川 正志
〃	〃 浦川437	後藤 則雄
〃	〃 真木356	佐藤 恭太郎
〃	〃 野浦68	白杵 重信
〃	〃 住吉207	木村 一雄
〃	〃 下久知424	節田 幹夫
〃	〃 松ヶ崎247	仲村 正人
監事	〃 北五十里20	山本 久男
〃	〃 真木327-1	松木 博明

就任年月日 令和元年11月19日

2 退任

理事	佐渡市鷺崎690-2	本間 信弘 (理事長)
〃	〃 原黒139	藤井 保幸
〃	〃 真木80	古保 孝一郎
〃	〃 玉崎甲10	加藤 安臣
〃	〃 平松215	佐藤 嘉男
〃	〃 赤玉63	銅 義博
〃	〃 住吉158	鈴木 傳一郎
〃	〃 歌見115	後藤 廣一
〃	〃 和木433	中塚 繁
〃	〃 吾潟250-1	菊池 克巳
〃	〃 野浦68	白杵 重信
〃	〃 下久知424	節田 幹夫
〃	〃 城腰154	三國 誠司
監事	〃 梅津1609-14	田畑 孝雄
〃	〃 城腰379-1	富樫 宏

退任年月日 令和元年11月18日

◎新潟県告示第727号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、胎内市の胎内川沿岸土地改良区の定款の変更を令和元年12月3日認可した。

令和元年12月13日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第728号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三条市の三条土地改良区の定款の変更を令和元年11月29日認可した。

令和元年12月13日

新潟県三条地域振興局長

◎新潟県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を令和元年12月2日認可した。

令和元年12月13日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第730号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角英世

路線名	区間	左右の別	延長（メートル）
県道高田停車場線	上越市本城町字捨堀19番12から 同市東城町二丁目字乙善九郎569番22まで	右	372
	上越市本城町字南門57番5から 同市東城町二丁目字乙善九郎583番4まで	左	367

◎新潟県告示第731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿仏坊竹田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市竹田字町1272番1から 同市竹田字長尾672番1まで	新	9.0～22.6メートル	115.6メートル
	旧	9.0～14.8メートル	115.6メートル

◎新潟県告示第732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角英世

- 1 路線名 県道 阿仏坊竹田線
- 2 供用開始の区間
佐渡市竹田字町1272番1から同市竹田字長尾672番1まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月13日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成

7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
新潟県LANシステム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和元年11月25日(月)
- 4 契約者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越新潟支店
新潟県新潟市中央区笹口1丁目26番9
- 5 落札価格
240,309,300円
- 6 契約方式
総合評価一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年10月1日(火)
- 8 落札方式
技術点及び価格点の和が最高の者

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 原信城岡店
所在地 長岡市城岡三丁目17番1
設置者 株式会社原信
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)に関する届出
公告日 令和元年7月5日
- 3 意見の概要
 - (1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 宮内ショッピングセンター

所在地 長岡市宮内町字山伏3278番 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年7月5日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 原信マーケットシティ小千谷

所在地 小千谷市大字桜町字天田2480-1 外

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和元年7月5日

3 意見の概要

(1) 小千谷市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 吉田ショッピングセンター

所在地 燕市東栄町2番3

設置者 株式会社原信

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和元年7月5日

3 意見の概要

(1) 燕市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス柿崎店

所在地 上越市柿崎区柿崎藤木711番

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(設置者の住所、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和元年7月5日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡古正寺ショッピングセンター

所在地 長岡市古正寺町320番地 外

設置者 株式会社アルペン 他1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(設置者の代表者の変更、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名)に関する届出

公告日 令和元年8月2日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 長岡マーケットモール

所在地 長岡市古正寺町字中割203 外

設置者 福田アセット&サービス株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）上新電機株式会社 代表取締役兼社長執行役員 中嶋 克彦 他2者

（変更後）上新電機株式会社 代表取締役兼社長執行役員 金谷 隆平 他2者

3 変更年月日

令和元年6月25日 他

4 変更の理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和元年11月20日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和元年12月13日から令和2年4月13日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月13日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

微量薬物分析装置の借上げ 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借上げ

4 契約方式

- 一般競争入札
- 5 落札決定日
令和元年10月24日
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社法人事業本部新潟法人支店
新潟県新潟市中央区東大通1丁目3番8号
- 7 落札価格
43,428,000円
- 8 入札公告日
令和元年9月13日
- 9 落札方式
最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リハビリ室関連機器(歩行トレーニングマシン等)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
リハビリ室関連機器(歩行トレーニングマシン等) 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和2年8月31日(月)
- (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線132
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限

令和元年12月23日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月26日(木)午前10時00分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、内視鏡関連機器(内視鏡洗浄消毒器等)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

内視鏡関連機器(内視鏡洗浄消毒器等) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年8月31日(月)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線132

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年12月23日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月26日(木)午前10時30分
新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、薬剤準備室関連機器(薬用冷凍冷蔵庫等)について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年12月13日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

薬剤準備室関連機器（薬用冷凍冷蔵庫等） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年8月31日（月）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年12月23日（月）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年12月26日（木）午前11時00分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和元年12月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
三条市体育文化会館	三条市荒町二丁目1番3号	マルチホール	748.00	令和元年12月1日

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年12月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第1条 質屋営業法施行細則(昭和37年新潟県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「削除号の細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号の細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(提出書類)		(提出書類)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 質契約の終了行為者(以下「終了行為者」という。)又は質契約の終了行為場所(以下「終了行為場所」という。)に係る承認申請書(別記様式第6号)には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。		3 質契約の終了行為者(以下「終了行為者」という。)又は質契約の終了行為場所(以下「終了行為場所」という。)に係る承認申請書(別記様式第6号)には、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えなければならない。	
(1) 終了行為者の場合		(1) 終了行為者の場合	
ア・イ (略)		ア・イ (略)	
ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し及び法第3条第1項第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面(法人の場合は、その定款及び登記事項証明書並びに代表者その他業務を行う役員に係る履歴書、住民票の写し及び法第3条第1項第4号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面)		ウ 法定代理人のあるときは、その履歴書、住民票の写し(法人の場合は、その定款及び登記事項証明書並びに代表者その他業務を行う役員に係る履歴書及び住民票の写し)及び後見に関する証明書	
(2) (略)		(2) (略)	
4 (略)		4 (略)	
別記様式第1号(第2条関係)		別記様式第1号(第2条関係)	
その1		その1	
(略)		(略)	
質屋許可申請書		質屋許可申請書	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
管	種別	⑰	1. 代表者 2. 業務 を行う役員 3. 法定 代理人 4. 管理者
理者			
管	種別	⑰	1. 代表者 2. 業務 を行う役員 3. 法定 代理人 4. 保佐人
理者			

等		
	(略)	

(略)

別記様式第1号(第2条関係)

その2

(略)

管理者等	種別	⑥ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)
	(略)		
管理者等	種別	⑬ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	
	(略)		
管理者等	種別	⑳ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	
	(略)		

(略)

別記様式第2号(第2条関係)

その1

(略)

許可申請書

営業内容の変更

届出書

許可証の書換申請書

(略)

(略)		(略)		
管理者等	旧	種別	⑳ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)
	(略)			
管理者等	新	種別	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	
	(略)			

(略)

別記様式第2号(第2条関係)

その2

(略)

等		5. 管理者
	(略)	

(略)

別記様式第1号(第2条関係)

その2

(略)

管理者等	種別	⑥ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> 5. <u>管理者</u>	(略)
	(略)		
管理者等	種別	⑬ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> 5. <u>管理者</u>	
	(略)		
管理者等	種別	⑳ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> 5. <u>管理者</u>	
	(略)		

(略)

別記様式第2号(第2条関係)

その1

(略)

許可申請書

営業内容の変更

届出書

許可証の書換申請書

(略)

(略)		(略)		
管理者等	旧	種別	⑳ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> 5. <u>管理者</u>	(略)
	(略)			
管理者等	新	種別	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> 5. <u>管理者</u>	
	(略)			

(略)

別記様式第2号(第2条関係)

その2

(略)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td style="padding: 5px;"> ⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="padding: 5px;"> ⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td style="padding: 5px;"> ㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="padding: 5px;"> ㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別記様式第9号 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更不許可通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> <u>第3条第1項第9</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		(略)	管理者等	旧	⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)		管理者等	新	⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)		(略)			管理者等	旧	㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)		管理者等	新	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>	(略)		(略)			(略)	変更不許可通知書	(略)	年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転	<u>第3条第1項第9</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td style="padding: 5px;"> ⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="padding: 5px;"> ⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">旧</td> <td style="padding: 5px;"> ㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">管理者等</td> <td style="text-align: center;">新</td> <td style="padding: 5px;"> ㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別記様式第9号 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更不許可通知書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"> <u>第3条第1項第8</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)		(略)	管理者等	旧	⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>	(略)		管理者等	新	⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>	(略)		(略)			管理者等	旧	㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>	(略)		管理者等	新	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>	(略)		(略)			(略)	変更不許可通知書	(略)	年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転	<u>第3条第1項第8</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略)	(略)
(略)		(略)																																																																					
管理者等	旧	⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
管理者等	新	⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
管理者等	旧	㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
管理者等	新	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
(略)																																																																							
変更不許可通知書																																																																							
(略)																																																																							
年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転																																																																							
<u>第3条第1項第9</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略)																																																																							
(略)																																																																							
(略)		(略)																																																																					
管理者等	旧	⑧ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
管理者等	新	⑫ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
管理者等	旧	㉑ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
管理者等	新	㉕ 1. 代表者 2. 業務を行う役員 3. 法定代理人 4. <u>保佐人</u> <u>5. 管理者</u>																																																																					
	(略)																																																																						
(略)																																																																							
(略)																																																																							
変更不許可通知書																																																																							
(略)																																																																							
年 月 日付けで申請のあった質屋営業所 管理者の新設・変更 の 許可については、質屋営 移 転																																																																							
<u>第3条第1項第8</u> 業法 (昭和25年法律第158号) 第 7 条 第 3 <u>号</u> の規定により許可しない。 項 (略)																																																																							
(略)																																																																							

(新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則の一部改正)

第2条 新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則 (平成17年新潟県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部

分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別記様式第1号 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登 録 申請書 登録更新</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ 添 付 書 類</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> <td style="width: 30%;"> [各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し</u> (本籍(外国人に あつては国籍等) を記載したもの) <input type="checkbox"/> 診断書 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	※ 添 付 書 類	(略)	[各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し</u> (本籍(外国人に あつては国籍等) を記載したもの) <input type="checkbox"/> 診断書	<p>別紙様式第1号 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登 録 申請書 登録更新</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ 添 付 書 類</td> <td style="width: 60%;">(略)</td> <td style="width: 30%;"> [各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は 抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明 書</u> <input type="checkbox"/> 診断書 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	※ 添 付 書 類	(略)	[各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は 抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明 書</u> <input type="checkbox"/> 診断書																		
※ 添 付 書 類	(略)	[各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し</u> (本籍(外国人に あつては国籍等) を記載したもの) <input type="checkbox"/> 診断書																							
※ 添 付 書 類	(略)	[各役員関係] <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は 抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明 書</u> <input type="checkbox"/> 診断書																							
<p>別記様式第7号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;">駐車監視員資格者講習受講申込書</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">注意事項</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (略) </td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (略) </td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	駐車監視員資格者講習受講申込書	(略)	注意事項			(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (略)	(略)	<p>別記様式第7号 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;">駐車監視員資格者講習受講申込書</td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">注意事項</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> (略) </td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td style="width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 (略) </td> <td style="width: 10%;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	駐車監視員資格者講習受講申込書	(略)	注意事項			(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> (略)	(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 (略)	(略)
(略)	駐車監視員資格者講習受講申込書	(略)																							
注意事項																									
(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> (略)	(略)																							
(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 (略)	(略)																							
(略)	駐車監視員資格者講習受講申込書	(略)																							
注意事項																									
(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の者 ・ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> (略)	(略)																							
(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 (略)	(略)																							
<p>別記様式第10号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">駐車監視員資格者証交付申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ 添 付 書 類</td> <td style="width: 90%;"> <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)を記載したもの)</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略) </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	※ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)を記載したもの)</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略)	<p>別記様式第10号 (第10条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">駐車監視員資格者証交付申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">※ 添 付 書 類</td> <td style="width: 90%;"> <input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明書</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略) </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	※ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明書</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略)																				
※ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>住民票の写し(本籍(外国人にあつては国籍等)を記載したもの)</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略)																								
※ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書 <input type="checkbox"/> <u>戸籍謄本又は抄本</u> <input type="checkbox"/> <u>登記事項証明書</u> <input type="checkbox"/> 診断書 (略)																								

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。